

第3章 具体的な取り組み

基本方針1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

(1) 男女共同参画意識の浸透

【現状と課題】

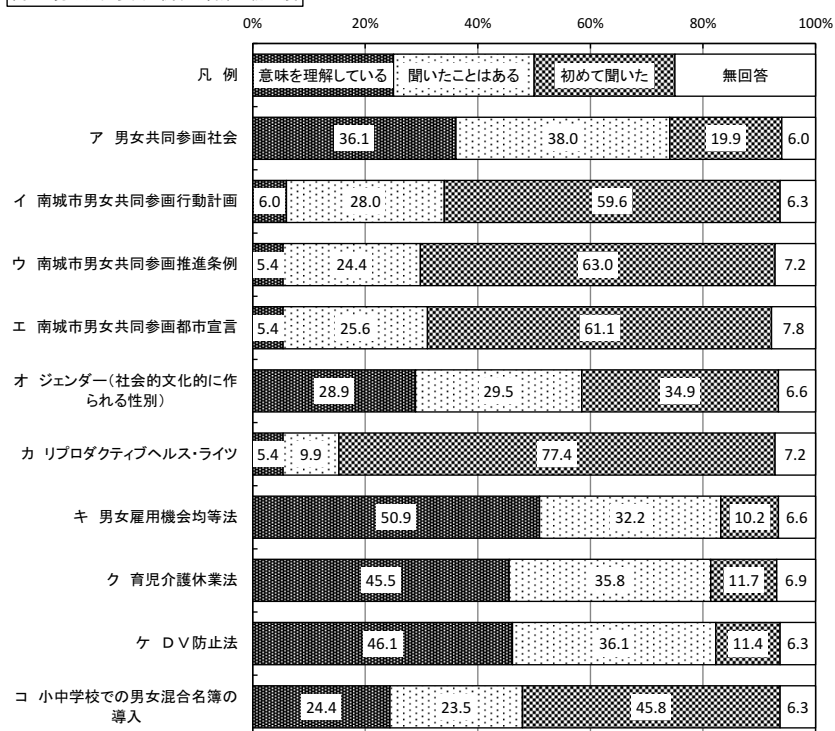
男女共同参画社会を実現していくためには、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していくことが必要であり、そうした社会を当たり前のものとして認識していくことが求められます。近年、女性を取り巻く環境は大きく変化し、我が国においても男女平等の理念を踏まえた法律や制度の整備が進み、女性と男性の「自立と共生」に対する関心も高まっています。

南城市においては、2012（平成 24）年度に「南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」(2008 年度策定) の中間見直し、「南城市男女共同参画推進条例」(2016（平成 28）年 11 月) の制定、「南城市男女共同参画都市宣言」(2017（平成 29）年 2 月) の実施等に取り組みました。さらに、「なんじょう輝きフェスタ」での男女共同参画に関する講演会の開催など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

本計画策定に際して実施した市民意識結果では、市民の男女共同参画の意識の浸透は徐々に進みつつありますが、依然としてこれまでの慣習などにおける固定的な役割分担意識などがみられます。

そのため、「南城市男女共同参画行動計画」、「南城市男女共同参画推進条例」及び「南城市男女共同参画都市宣言」の周知とあわせ、改めて南城市が目指す男女共同参画のまちな姿や理念、その意義等について、市民等と協働のもと周知・啓発を行います。すべての市民に意識が浸透するよう、様々な機会を通じて意識啓発を行うとともに、学習機会の充実を図る必要があります。

問37 男女共同参画に関する言葉の認知度



南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

■具体的な取り組みの内容

1) 多様な媒体や機会を活用した普及啓発と学習機会の確保

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-------------------------------|--|-------------------------|
| ①なんじょう四間切輝きプラン及び条例、宣言等の周知 | なんじょう四間切輝きプラン及び南城市男女共同参画推進条例、南城市男女共同参画都市宣言等の目標などについて広く市民に周知し、男女共同参画の理解促進を図ります。 | 生活環境課 |
| ②男女共同参画に関するイベントや各種講座における意識の普及 | 男女共同参画週間等におけるパネル展の開催、「なんじょう輝きフェスタ」における啓発活動等、多様な機会を活用して男女共同参画意識の普及を行います。 生涯学習関連の講座や保健分野の教室などと連携し、男女共同参画や女性のエンパワーメント、性差に応じた健康づくりなどを学ぶ機会を確保します。 | 生活環境課 生涯学習課 健康増進課 |
| ③広報なんじょうや市ホームページ等での周知活動の充実 | 「広報なんじょう」、「南城市公式ホームページ」等の広報において、男女共同参画に関するイベント情報および特集記事等を掲載するなど男女共同参画の取り組みに関する情報発信と内容の充実を行います。加えてFMのラジオ局を通して情報提供に努めます。 関係課の訪問事業などを活用し、啓発資料を配布します。 | 生活環境課 |
| ④男女共同参画に関する資料・図書の収集 | 男女共同参画に関する資料・図書の収集・充実に努め、活用の促進を図っていきます。 | 生涯学習課 |

2) 各種団体との連携による男女共同参画意識の普及

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-------------------------|--|-------------------------|
| ①各種団体との連携による男女共同参画意識の普及 | 地域で活動している各種団体（青年会、老人クラブ、商工会女性部、女性会、PTA連合会、農漁村生活研究会等）へ男女共同参画に関する情報を発信し、男女共同参画の視点から活動に取り組んでいただけるよう働きかけます。 「女性の翼」、「推進委員会」と協働し、住民意見を反映した男女共同参画の視点での意識啓発活動を行うとともに、「推進委員会」の活性化を支援します。 | 生活環境課 産業振興課 観光商工課 |

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた次世代の意識啓発

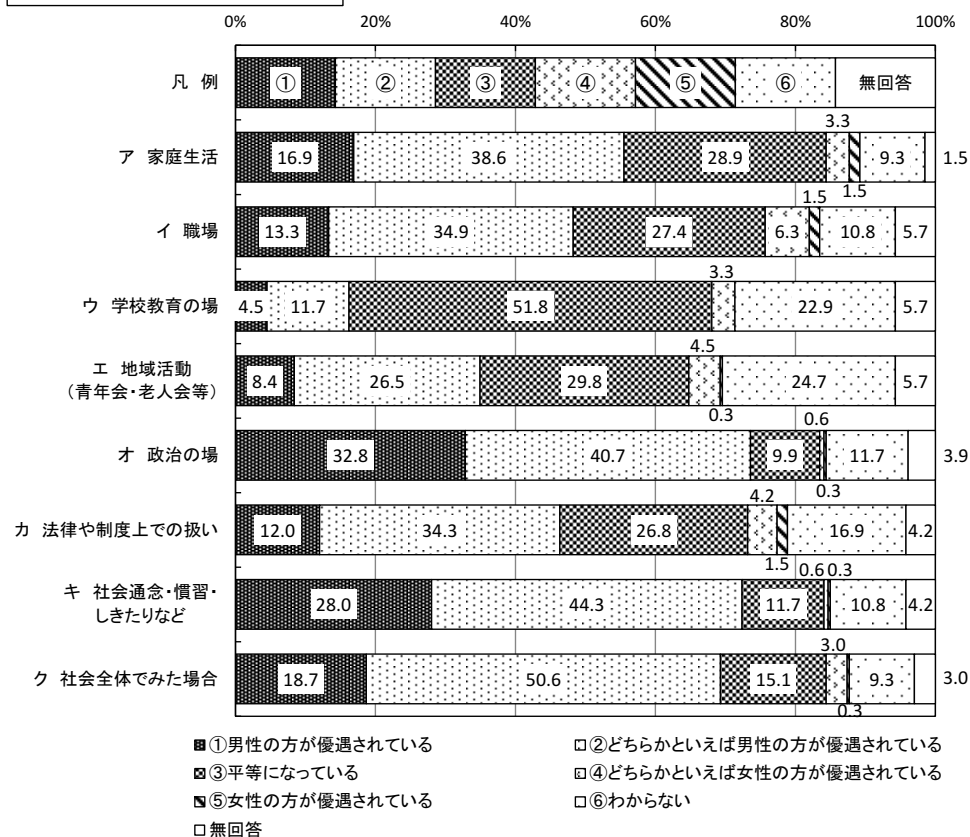
【現状と課題】

私たちの家庭生活や地域行事、職場等の日常生活における場面では、未だ「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が根付いていることが多くあります。こうした固定的な考え方は、幼い頃から日常生活の様々な場・機会を通して植えつけられていくことが多く、性別に関わりなくそれぞれの個性を活かし、社会的に自立していく社会の形成の妨げになる可能性もあります。

本市で行った市民意識調査（平成 29 年度）によると、社会のあらゆる場面における男女の地位の平等感で『平等』という回答が半数を上回ったのは「学校教育の場」のみとなっており、それ以外の項目すべてにおいて男性の方が優遇されているという回答が多くなっています。一方、「男は仕事が第一、女は家庭が第一」という考え方については、「まったくそうは思わない」の回答が約4割（40.7%）と高く、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が薄れつつもあります。しかしながら、家庭における主な役割についてみると、女性は『家事・育児・家計管理』等の家庭的な事柄、男性は『家計を支える・高額商品の購入』等の経済的な事柄を担っていることが多く、いずれの事柄においても女性もしくは男性に偏りのある傾向がみられます。

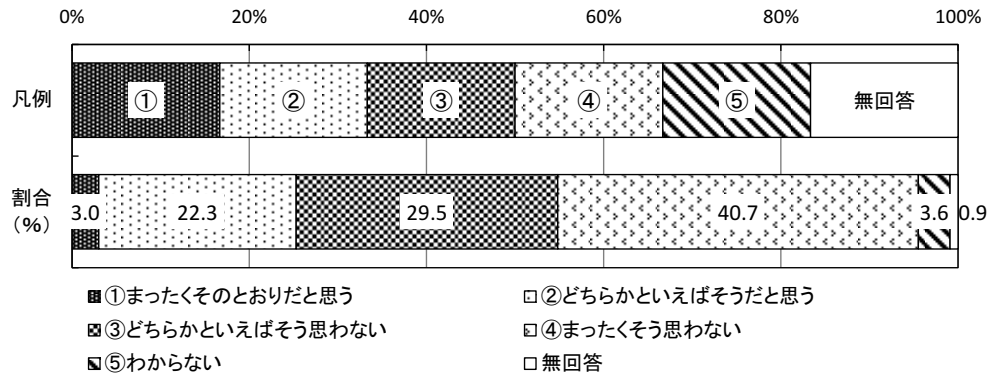
このような状況を踏まえ、固定的な性別役割分担意識の見直しを図っていくためにも、幼い頃からの教育や子どもから高齢者までの幅広い市民のライフステージに対応した社会教育、関係団体と連携した意識の啓発等を進めていく必要があります。また、学校教育においては異性を尊重する人権教育や男女共同学習等を実施し、教職員向けにも男女共同参画を目的とした学習機会の確保を図る必要があります。

問1 各分野における男女の地位の平等感



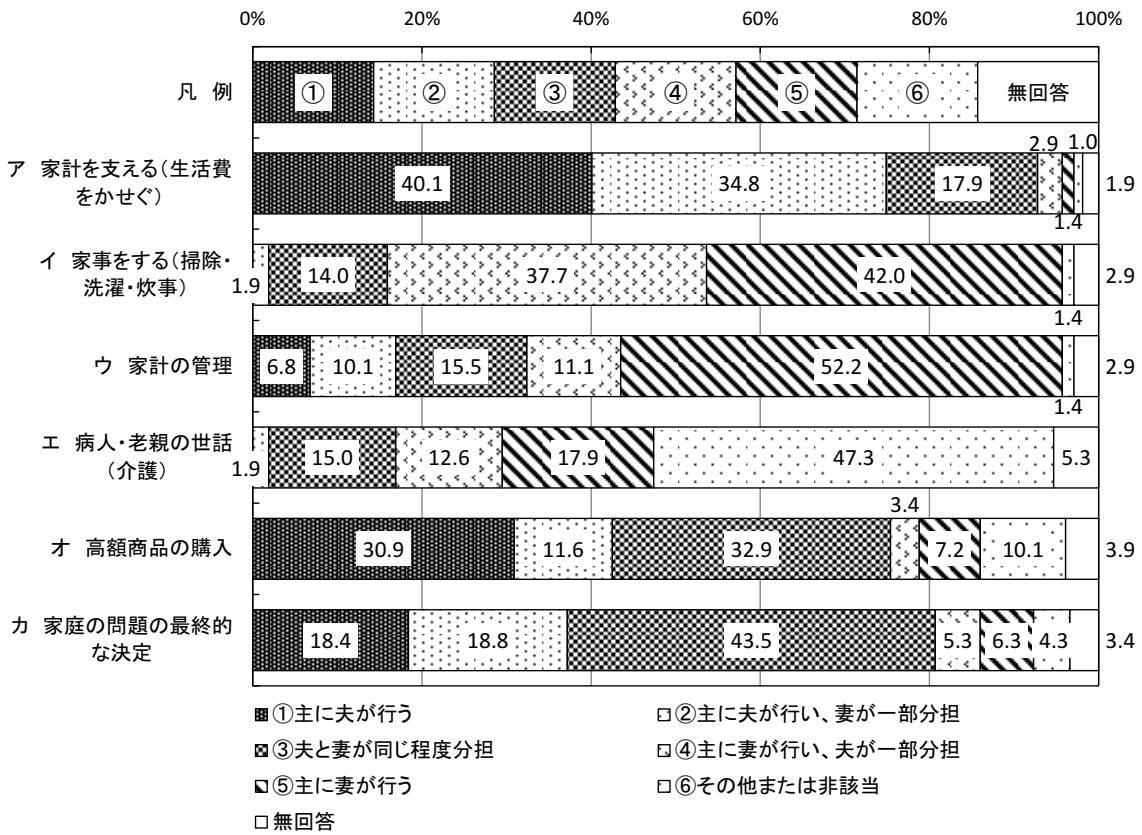
南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

問9 「男は仕事が第一、女は家庭が第一」に対する考え



南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

問11 家庭生活における夫婦(パートナー)の分担 (n=207)



南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

■具体的な取り組みの内容

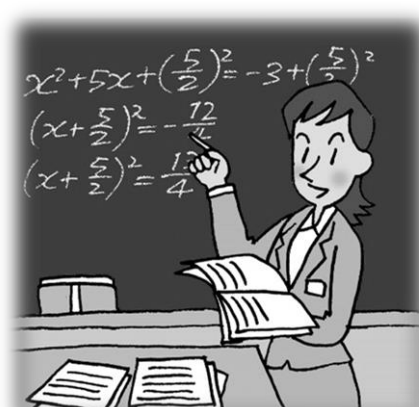
1) 学校等における男女共同参画教育の推進

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-------------------------|---|-------|
| ①保育や教育現場における男女共同参画教育の推進 | <p>児童・生徒が互いに個性を認め合い、固定的な性別役割分担意識に捉われない教育や人権教育を進め、男女平等意識を育みます。</p> <p>子どもたちに対して、広い視点に立ち進路や職業が選択できる能力を育むとともに、個人の能力や特性を重視した進路指導等を行います。</p> | 教育指導課 |

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-------------------|---|-------|
| ②男女共同学習の推進 | 家庭科教育等を通じて社会や家庭において男女が協力し合い、家族の一員としての役割を果たすことの重要性など男女共同参画意識を育みます。 | 教育指導課 |
| ③男女混合名簿の導入促進 | 男女混合名簿導入の意義・必要性について確認しながら、市内の小中学校の状況に応じて導入します。 | 教育指導課 |
| ④PTA活動における研修開催の促進 | PTA活動の一環として開催される家庭教育に関する研修会等で男女共同参画を内容に取り上げてもらえるよう働きかけを行います。 | 生活環境課 |

2) 教職員等に対する研修の実施

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|----------------|--|-------------------------|
| ①教職員等に対する研修の実施 | 保育士や教職員等が人権や男女平等の教育、DV等に関する理解や知識を深めることができるよう、研修機会の確保に努めます。 | 教育指導課 児童家庭課 生活環境課 |



基本方針2 誰もが個性と能力を発揮するための意識と環境づくり

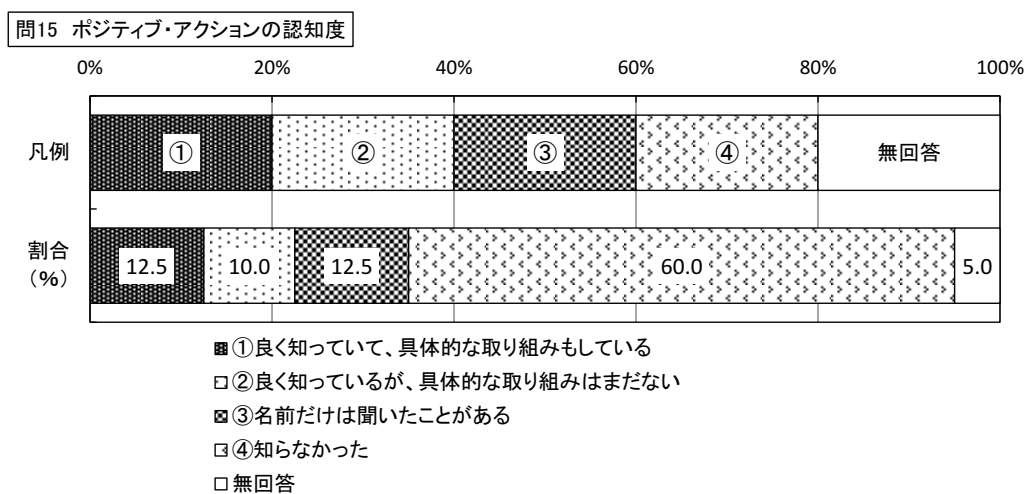
(1) 行政や各種審議会等への女性の積極的登用

【現状と課題】

まちづくりで方針を決定する場における女性の参画は十分でない状況が見受けられます。多様な視点でまちづくりに取り組むためには、男女共同参画行政の推進という意味だけでなく、女性の視点や力を活かすことも必要です。そのためには、政策・方針決定の場における女性の積極的な参画が必要不可欠です。

本市の審議会等の女性の登用率 28.8%（平成 28 年 4 月現在）は「なんじょう四間切輝きプラン」（平成 25 年の見直し）で掲げた目標値（35%）には届いておらず、政策・意思決定過程への女性の参画が進んでいるとは言い難い状況となっています。管理職登用率をみても 10.7%と目標値（20%）に届いていないため、依然として登用率は低い状況にあると言えます。また、平成 29 年度に行った事業所意識調査でも男性の管理職に比べ女性の管理職登用は少ない状況がみられるとともに、女性の管理職への登用などに関する取り組み（ポジティブ・アクション）を知らない事業所が 6 割、特に取り組まれていない状況は 8 割強を占めています。

男女共同参画を実現していくためにも、庁内管理職における女性の登用をはじめ、企業・団体等に向けた女性登用の啓発や女性リーダーの育成と女性のネットワークづくりを支援するための研修を推進する必要があります。



南城市男女共同参画社会づくりに関する事業所意識調査

■具体的な取り組みの内容

1) 各種審議会、委員会などへの女性の登用

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|------------------------------------|--|----------------|
| ①各種審議会、委員会などへの女性の登用 (目標値：35%) | 市の政策・方針決定のために開催する審議会、委員会などにおいて、男女等の多角的な視点をまちづくりへ反映させるため、引き続き委員への女性登用を積極的に行います。 | 全課 |
| ②教育委員及び学校評議員などへの女性の登用 (目標値：35%) | 教育分野における女性の参画を促進するために、教育委員及び学校評議員等への女性登用を積極的に行います。 | 教育総務課 教育指導課 |

2) 南城市の女性職員の管理職等への登用と能力開発の推進

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|---------------------------------|--|------|
| ①南城市における女性職員の積極的登用 (目標値：20%) | 行政の施策・方針決定への女性の参画を推進するため、女性管理職の登用を積極的に行います。また、主査、係長等役付への登用もあわせて行います。 | 総務課 |
| ②女性職員のさらなる能力開発と職域の拡大 | 女性職員のさらなる能力開発のため、各種研修への参加機会を充実するとともに、職域を拡大する配置等が行えるよう環境づくりに取り組みます。 | 総務課 |

3) 女性リーダーの確保と女性のネットワークづくり

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-------------------------|--|-------|
| ①女性リーダーの育成と女性人材に関する情報収集 | 女性リーダーの育成・確保に向けて、国立女性教育会館主催の研修、「女性の翼」など研修への参加を促進します。そして、研修を受けた市民や団体構成員がその成果を発揮できる場の確保に努めます。また、人材リスト（仮称）の運用に向けて、リストの活用のあり方を再確認しつつ、人材の情報収集と登録を促進します。 | 生活環境課 |
| ②女性団体連絡協議会（仮称）の設置 | 男女共同参画を推進する団体への積極的な情報提供や学習機会を確保するなど、活動の活性化と女性のネットワーク化を促進するため、女性団体連絡協議会（仮称）の設置に努めます。 | 生活環境課 |

(2) 自治会や各種団体の役員等、地域運営への女性の参加促進

【現状と課題】

まちづくりにおける方針を決定する場への女性の参画と同様に、地域組織等でも女性の参画は十分でない状況が見受けられます。しかし、地域でも多様な視点でまちづくりに取り組むことは必要となっています。そのため、自治会役員や各種団体の役員等、地域運営でも女性をはじめ、新しい担い手の参画が必要です。

本市で行った市民意識調査（平成 29 年度）によると、5 割弱（45.7%）の女性は地域社会における団体へ参加しておらず、自治会への参加状況も男性の約半分と低い状況です。また、参加している団体で感じる意識や役割分担については、「男女の役割分担の差はあまりない」と回答している方が多い一方で、自治会や各種団体等での女性の役割は男性の補助的な役割であると感じている回答者も見受けられました。

このような状況を踏まえ、女性の視点をまちづくりに活かし、地域社会において男女共同参画社会を推進するためにも、自治会や各種団体等への女性役員の積極的登用の促進を図るとともに、女性やこれまで地域との関わりが少なかった住民が参画しやすい運営への支援を行う必要があります。

| 属性 | 合計 | 問20 地域社会で参加している団体(複数回答) | | | | | | | | | | | | |
|----|----------|-------------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------|------------------|-----------------------|--------------|------------|------------|-----------------|------------|----------|
| | | 1. 自治会 | 2. 青年会・婦人会・老人会など | 3. PTA など学校関係の団体 | 4. 商工会・農協など同業者の団体 | 5. 労働組合 | 6. ボランティアサークル・団体 | 7. 趣味・習い事・スポーツなどのサークル | 8. 宗教団体・政治団体 | 9. 模合 | 10. その他 | 11. 参加している団体はない | 無回答 | |
| 全体 | 332 — | 96 28.9 | 48 14.5 | 44 13.3 | 12 3.6 | 13 3.9 | 23 6.9 | 58 17.5 | 9 2.7 | 90 27.1 | 4 1.2 | 134 40.4 | 3 0.9 | |
| 性別 | 男性 | 121 — | 49 40.5 | 19 15.7 | 15 12.4 | 6 5.0 | 10 8.3 | 8 6.6 | 24 19.8 | 1 0.8 | 44 36.4 | 4 3.3 | 37 30.6 | 1 0.8 |
| | 女性 | 210 — | 47 22.4 | 29 13.8 | 29 13.8 | 6 2.9 | 3 1.4 | 15 7.1 | 34 16.2 | 8 3.8 | 46 21.9 | 0 0.0 | 96 45.7 | 2 1.0 |
| | その他 | 1 — | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 1 100.0 | 0 0.0 |

南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

| 属性 | 合計 | 問21 参加している団体で感じる意識や役割分担(複数回答) | | | | | | | |
|----|----------|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------|--------------------|------------|-----------|------------|
| | | 1. 「男尊女卑」「女より男が責任ある立場にく」という意識が強い | 2. 役員が、男性または女性に偏っている(婦人会などは除く) | 3. 行事の企画や指示は男性、準備や片付けは女性が多い | 4. 団体の総会・定例会など、会合には男性が多く出席する | 5. 男女の役割分担の差はあまりない | 6. その他 | 無回答 | |
| 全体 | 195 — | 42 21.5 | 35 17.9 | 41 21.0 | 52 26.7 | 87 44.6 | 3 1.5 | 19 9.7 | |
| 性別 | 男性 | 83 — | 21 25.3 | 17 20.5 | 17 20.5 | 24 28.9 | 40 48.2 | 0 0.0 | 5 6.0 |
| | 女性 | 112 — | 21 18.8 | 18 16.1 | 24 21.4 | 28 25.0 | 47 42.0 | 3 2.7 | 14 12.5 |
| | その他 | 0 — | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 |

南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

■具体的な取り組みの内容

1) 自治会や各種団体の役員等、地域運営への女性の参加促進

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-------------------------|---|-------|
| ①自治会や各種団体等、役員への女性の積極的参加 | 社会組織、地域社会において男女共同参画社会を推進するため、自治会や各種団体等への女性役員の積極的登用を促進します。 | 全課 |
| ②各種団体などへの学習の促進 | 老人クラブや女性会、青年会、子ども会などの団体が開催する講演会や勉強会などのテーマに男女共同参画を取り扱ってもらえるよう働きかけます。 | 生活環境課 |
| ③まちづくりへの女性の参画支援 | 南城市女性会等の活動の活性化を促進するための取り組みを支援します。また、女性の政治意識をより高め、その能力や視点をまちづくりに活かすため、まちづくりへの参加を促進します。市が開催するまちづくりのワークショップについては、家庭の中で子育てや介護を担っている方でも参加できるよう、開催の時間帯や託児場の確保、短時間での参加でも可能なメニューとするなど、参加しやすい環境づくりに努めます。 | 全課 |



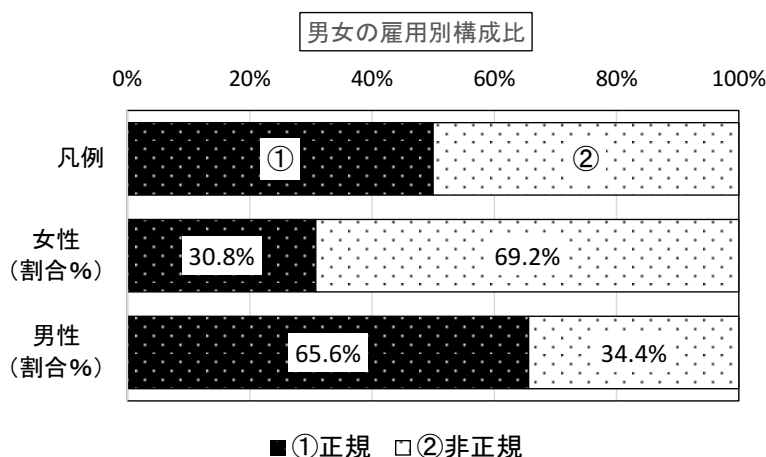
(3) 職場における男女共同参画の実現

【現状と課題】

2015（平成 27）年 8 月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」により、女性の職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備や支援等に国をあげて取り組むという方針が示されています。これにより、国や地方自治体、一定規模以上の民間事業主は、女性の活躍に関する状況の把握や改善点の分析及びそれに対する取り組み内容、目標値等を盛り込んだ事業主行動計画の策定が義務付けられるなど、女性が活躍するための環境整備の推進が期待されています。

職場における男女共同参画の実現には雇用環境の改善や働きやすい環境づくり等が求められていますが、本市で行った事業所意識調査（平成 29 年度）では、女性の正社員率は約 3 割（30.8%）にとどまっており、約 7 割（69.2%）が非正規職員となっています。また、職場を離れた女性が再就職するために必要な取り組みでは、男女ともに「男性も女性も育児休業・看護・介護休暇等を取りやすくする」で回答が多く、女性は「保育所の定員を増やす」の回答も多くみられることから、休業制度や保育環境を整えることが求められています。

こうした状況を踏まえ、行政は女性の正社員登用の増加や再就職等、職場における女性の活躍促進に向けた支援を検討する必要があります。



南城市男女共同参画社会づくりに関する事業所意識調査

| 属性 | | 合計 | 問8 仕事を離れた女性が再就職するために必要だと思う取り組み(複数回答) | | | | | | | | | 無回答 |
|-----|-----|-------|--------------------------------------|------------------|---------------|----------------------------|-------------------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------|--------|-----|
| | | | 1. 男性も女性も育児休業・看護・介護休暇を取りやすくする | 2. 保育所の開所時間を延長する | 3. 保育所の定員を増やす | 4. 介護休暇に関する相談窓口や情報提供を充実させる | 5. 再就職のための相談窓口や求人に関する情報提供を増やす | 6. 退職時と同一企業に再雇用されるようにする | 7. 女性による起業や技能取得に関する情報提供を増やす | 8. 男性の意識啓発をすすめる | 9. その他 | |
| 性別 | 全体 | 332 | 239 | 99 | 154 | 49 | 101 | 105 | 47 | 62 | 13 | 4 |
| | | — | 72.0 | 29.8 | 46.4 | 14.8 | 30.4 | 31.6 | 14.2 | 18.7 | 3.9 | 1.2 |
| | 男性 | 121 | 81 | 45 | 48 | 18 | 32 | 42 | 13 | 13 | 5 | 1 |
| | | — | 66.9 | 37.2 | 39.7 | 14.9 | 26.4 | 34.7 | 10.7 | 10.7 | 4.1 | 0.8 |
| 女性 | 210 | 157 | 53 | 105 | 31 | 69 | 63 | 34 | 49 | 8 | 3 | |
| | — | 74.8 | 25.2 | 50.0 | 14.8 | 32.9 | 30.0 | 16.2 | 23.3 | 3.8 | 1.4 | |
| その他 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | — | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

■具体的な取り組みの内容

1) 職場における男女共同参画の実現

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|---------------------------------|---|---------------------------|
| ①男女均等な雇用機会と待遇の確保 | <p>商工会等の関係機関と連携のもと、企業等に対して、男女雇用機会均等法や労働基準法などの労働関係の法規やその関連制度の周知を行います。男女雇用機会均等月間（6月）において、男女雇用機会均等に関する広報を行い、均等な雇用機会や待遇の確保等を促進します。</p> <p>また、パートタイム労働法等の周知を徹底し、非正規労働者の労働条件の向上を図ります。</p> | 観光商工課 |
| ②働きやすい職場づくりと積極的改善措置の推進 | <p>女性がスキルアップを図り活躍できるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入について、関係機関との連携のもと、事業主に働きかけます。取り組みを進める企業を紹介するなど、企業の積極的な取り組みを支援します。</p> | 観光商工課 |
| ③女性の就労・再就職支援及び起業支援のための各種相談や情報提供 | <p>県が主催する女性向け職業訓練講座や起業講座への参加促進を図るとともに、県等と連携し、女性の再就職支援に向けた各種相談や情報提供を行い、女性の再就職を支援します。</p> | 観光商工課 児童家庭課 生きがい推進課 |
| ④企業等における各種ハラスメントの防止に対する啓発 | <p>職場における各ハラスメントの防止、啓発を推進します。</p> | 観光商工課 |



(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

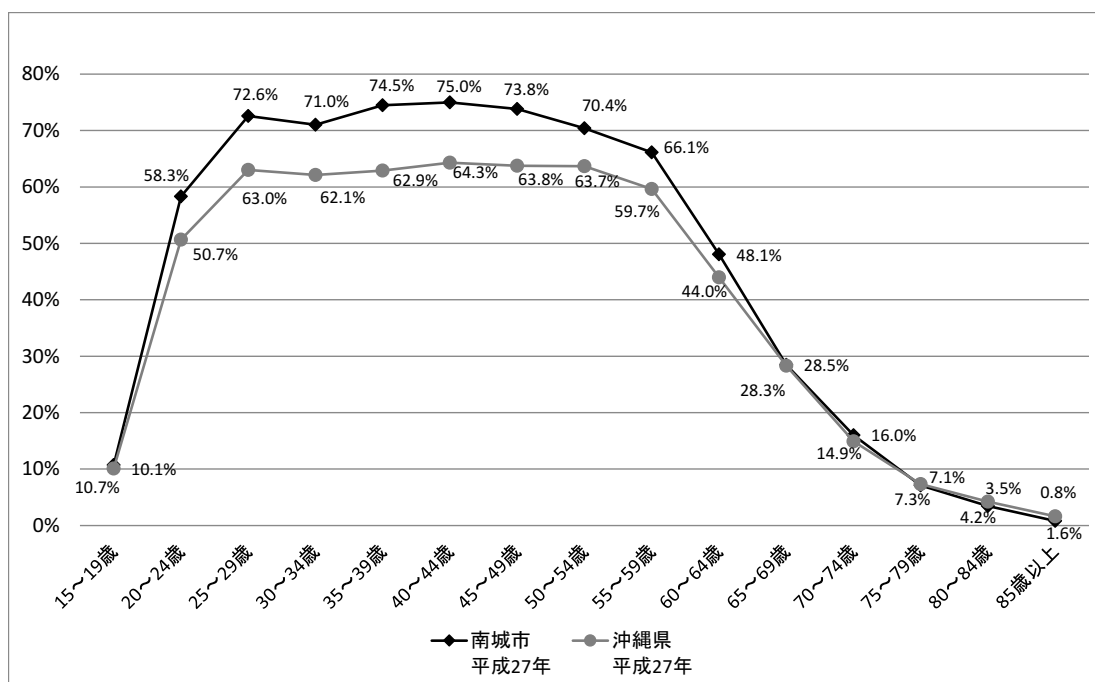
就労は経済的自立の手段として不可欠であるとともに、自らの能力を高めていくという意味で自己実現のための大切な手段です。働きたい人が性別を問わずその能力を十分に発揮でき、安心して働き続けていくことのできる環境づくりを行っていくことが重要です。この間、「男女雇用機会均等法」や「パートタイム労働法」等、法制面での充実が図られてきたことにより、女性の社会進出は進んでいます。

南城市における女性の就業率を年齢階級別にみると、30歳代前半でやや落ち込みがみられるなど、女性のライフサイクルの典型（M字曲線）の一端が垣間見えます。これは、一旦就業した女性が結婚・出産・子育てを経て再び労働市場に戻るライフコースを示していると考えられるとともに、就労を希望していても継続できない、あるいは仕事と子育ての両立ができず再就職できない環境にあると考えられます。しかし、以前より落ち込み方が浅くなってきていることから、結婚や出産をむかえても仕事を続けている人が増えており、本市は沖縄県よりも就業率が高く、働く女性が多いことがうかがえます。

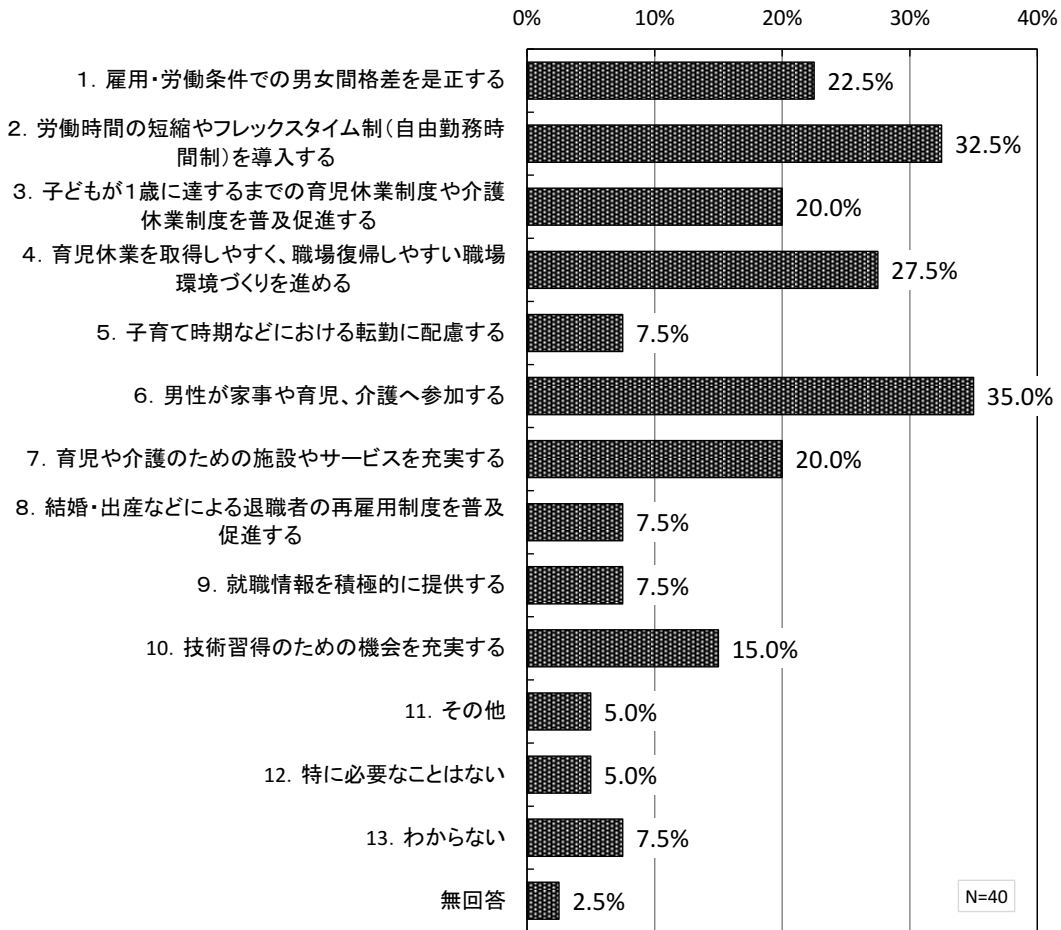
本市で行った事業所意識調査（平成29年度）をみると、ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要な事として、「男性が家事や育児、介護へ参加する」と回答した方が4割弱（35.0%）と高くなっています。また、市民意識調査（平成29年度）でも「家族や配偶者（パートナー）の理解や家事・育児・看護などへの協力」が4割強（42.8%）と高く、女性が仕事復帰するためには男性や家族の協力を得ることも必要という状況がうかがえます。

こうした状況を改善するためには、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発および男女共同参画の視点にたった働き方の見直しの促進、安心して出産・育児のできる環境の整備、男性の家事・育児・介護など家庭生活への参加促進に努める必要があります。

■南城市と沖縄県における女性の年齢階級別就業率（平成27年国勢調査）

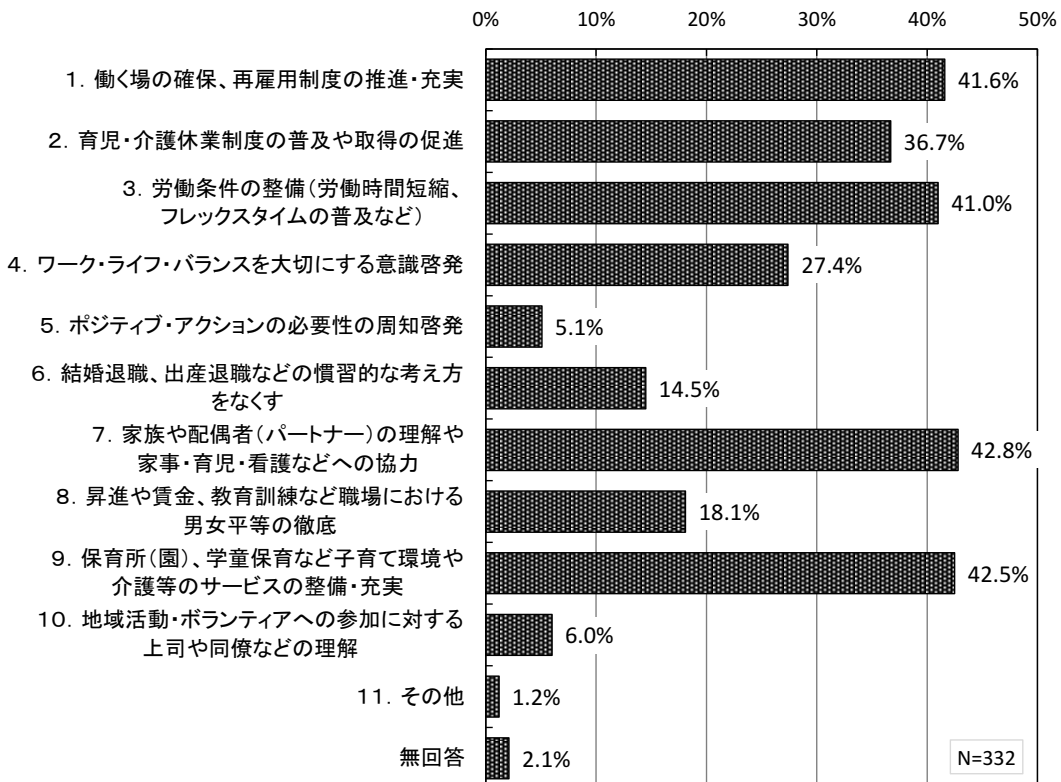


問10 ワーク・ライフ・バランス実現のために必要だと思うこと(複数回答)



南城市男女共同参画社会づくりに関する事業所意識調査

問10 男女ともに仕事と生活の調和を図るために必要だと思うこと



南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

■具体的な取り組みの内容

1) ワーク・ライフ・バランスの推進

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-------------------------------|--|-------------------------|
| ①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 | 「仕事と家庭を考える月間」(10月)などにあわせて、女性団体、商工会及び国、県との連携を図りながら、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、一方で子育てや介護等の家庭の時間、地域活動など生活面での充実を両立することを目指すワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発に取り組みます。 | 生活環境課 |
| ②男女共同参画の視点にたった多様な働き方への見直しの促進 | 残業や長時間労働など男性の働き方を見直し、育児・介護休業の取得率アップを促進します。 また、フレックスタイム制度や短時間正社員制度の導入促進等、多様な働き方の普及啓発を行います。 | 生活環境課 児童家庭課 総務課 |
| ③働く女性の妊娠・出産に関する制度の普及 | 働く女性が安心して妊娠・出産がむかえられ、産後も働き続けることができるよう、各種法律や制度の周知を図り、利用を促進します。 | 観光商工課 |
| ④安心して子育てができるサービスの充実 | 子どもの健やかな成長と育児を支援するため、乳幼児健康診査、相談、訪問など、母子保健サービスを充実します。また、子育て相談や保育サービス、学童保育、ファミリーサポートセンター等の利用を促進します。 | 健康増進課 児童家庭課 |
| ⑤男性の家事・育児・介護など家庭生活への参加促進 | 家事や育児・介護などを夫婦がともに支え合いながら行うものとして捉え、家事分担に役立つ学習の機会(料理教室等)の充実を図るとともに、夫婦で参加できるような仕組みづくりに努めます。また、男性の家事や育児、介護に対する認識を高めるための広報や事業を行います。 | 健康増進課 生涯学習課 生活環境課 |
| ⑥子育てと仕事の両立に向けて積極的に取り組む企業の情報発信 | くるみん企業、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業の認定を促すとともに、子育てと仕事の両立に向けて積極的に取り組む企業を広報等で紹介するなど、その取り組みを応援します。 | 生活環境課 |
| ⑦市の男性職員の育児・介護休業取得の推進 | 市役所における男性職員の育児・介護休業の取得を推進します。 | 総務課 生活環境課 |

(5) 活力ある農漁村の実現に向けた取り組みの充実

【現状と課題】

南城市においては、農漁業が重要な地場産業となっています。豊かな自然環境を活かしつつ、地域の活性化を図るためにも、農漁業の振興を図ることは南城市の重要な課題の一つです。

そのためには、家族経営協定の締結を推進し、女性が農家経営に積極的に参加しやすい環境づくりを進めるなど、男女が対等な立場で協力して地域の農漁業に取り組む環境づくりが重要です。また、地産地消の促進、体験・滞在型観光の推進など、農漁村の環境や生活文化を活かした経済活動や交流を進めることも必要です。

■具体的な施策の展開

1) 家族経営協定締結の普及促進

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|----------------|---|-------|
| ①家族経営協定締結の普及促進 | 農家、漁家、自営業などの家族経営でも、地位及び役割の明確化を図り、労働時間や就業条件のルールを文書で定めるなど、適正な評価のもとで快適な労働環境が確保できるよう家族経営協定の普及促進に努めます。 | 産業振興課 |

2) 体験・滞在型観光の振興、地域資源活用への女性の積極的参画

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-------------------|--|----------|
| ①体験・滞在型観光の振興 | 体験滞在交流センター（がんじゅう駅・南城）、歴史学習体験施設（緑の館・セーファ）、海洋体験施設（海の館・イノー）を拠点に展開している体験交流事業への女性の積極的参画も含めた多角的な観光振興を図ります。 | 観光商工課 |
| ②地域づくりを行う各種団体への支援 | 市民の活力にあふれたまちづくりを支援するため、財団法人地域活性化センターや財団法人自治総合センター等と連携し、自治会等の地域づくりを行う各種団体を支援します。 | まちづくり推進課 |

3) 女性が活躍できる地域づくりに向けた女性団体・グループの育成

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|--------------------------------|--|----------------|
| ①女性が活躍できる地域づくりに向けた女性団体・グループの育成 | 商工会女性部おもてなし交流事業で得た内容を他の女性グループと交流しながら共有し、事業の支援等を行います。また、特産品開発や他団体等との交流事業において、農漁村生活研究会等の女性の力を積極的に活用しながら小規模農家や女性農家の居場所（活動の場）づくりを行います。 | 観光商工課 産業振興課 |

基本方針3 すべての市民が安心して暮らせるまちづくり

(1) 人権が尊重され、多様性を認め合う社会づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法に男女の人権の尊重が掲げられているように、性別や年齢等にかかわらず、私たち一人ひとりの人権が尊重されることが何より大切です。人権には、人間らしく生きていくための基本的な自由と権利があります。

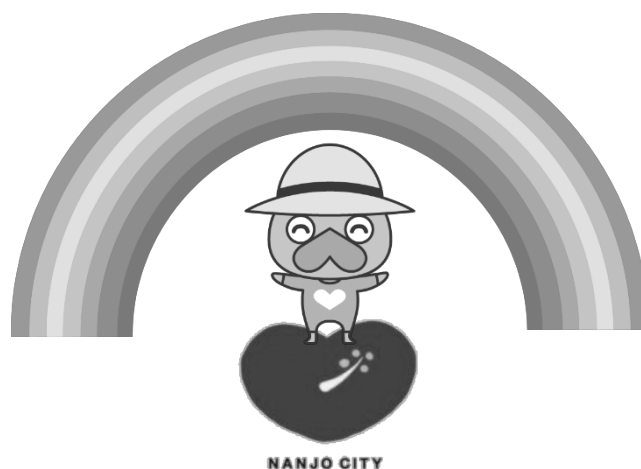
男女共同参画社会を実現するためには、その基本となる人権を尊重する意識を高め、浸透を図ることが必要不可欠です。

本市ではこれまで、パネル展や人権教室の開催等、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を行ってきました。引き続き広報・周知活動を進めていく必要があります。

また、近年、SNSなどの情報共有ツールの発達、スマートフォンをはじめとする情報通信端末の普及などにより、情報発信や収集などの利便性が増しています。一方で、性の情報の氾濫やSNSによる児童生徒同士でのいじめ等、メディアによる人権侵害の危険性が増しています。情報通信技術が発達していく中、メディア等の情報を主体的に読み解き、活用する能力を養っていく必要があります。

最近ではLGBTに総称される性的少数者の方々の視点も重要視され、他の自治体では同性のカップルに対してパートナーとして認める取り組み等もみられます。その一方で、LGBTや性自認の誤った扱いなど、理解が進んでいない状況もみられるとともに、様々な社会的・文化的背景を持つ人々への配慮や、メディアや刊行物における人権侵害の防止など、多様性を認め合う社会の実現に向けた対応が求められています。

男女共同参画を推進するための基盤となる人権・男女平等意識が市民一人ひとりに浸透し定着するよう、今後も引き続き多様な機会や媒体を通じた情報提供や広報・啓発活動を推進し、あらゆる人々の人権が尊重され、守られるための環境づくりに努めていくことが必要です。



■具体的な取り組みの内容

1) 人権尊重の意識啓発と相談の充実

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|----------------|---|----------------|
| ①人権尊重の意識啓発 | 「人権週間」での展示パネル等の周知活動やパンフレットの配布等各種広報・啓発活動を行います。 また、道徳の時間や総合的な学習の時間などを活用し、学校教育における人権教育を進めます。 | 生活環境課 教育指導課 |
| ②人権・行政相談の充実 | 人権擁護委員による相談窓口の周知を行い、引き続き「特設人権・行政合同相談所」を開設し、性による差別を含む人権侵害をはじめ、市民の苦情・相談等を受け付け、人権問題の解決等に努めます。 ・人権相談：人権・身の上相談、市民相談 ・行政相談：国の仕事や県、市町村の仕事についての苦情や意見、要望 また、関係機関との連携による相談対応により適切な対応に努めます。 | 生活環境課 |
| ③教育相談事業の充実 | 教育相談員を各中学校に配置し、教育相談や不登校・いじめ・その他の問題について関係機関と連携をとりながら対応に努めます。 | 教育指導課 |
| ④メディア・リテラシーの推進 | 市広報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。 氾濫する情報を主体的に読み解き、活用する能力を育成するため、児童生徒への情報教育の推進や保護者との連携によるSNSの使い方の啓発等に取り組みます。 | 生活環境課 教育指導課 |

2) 多様な性の尊重

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|----------|--|-------|
| ①多様な性の尊重 | 多様な性や価値観などを認め合い、偏見や差別のない南城市を目指し、多様な機会や情報媒体を通して意識啓発を図ります。 | 生活環境課 |

(2) あらゆる暴力を許さない社会の実現

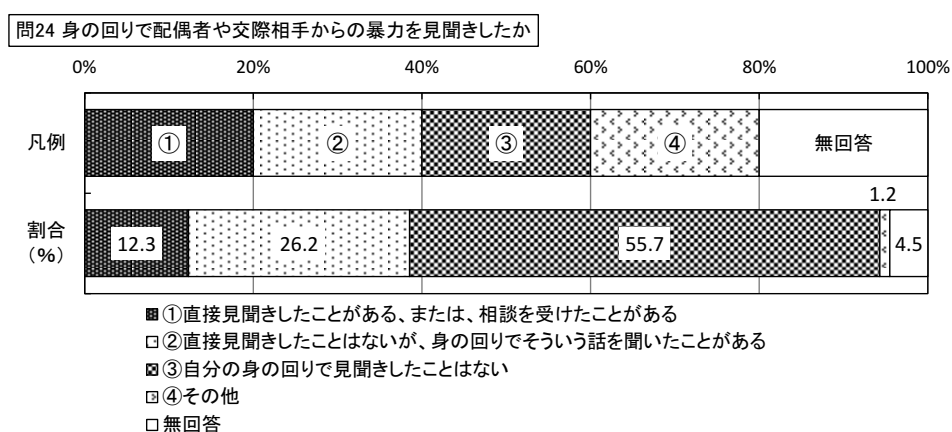
【現状と課題】

暴力は人権を著しく侵害するものであり、その対象が誰であれ、また加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

しかしながら、市民意識調査（平成 29 年度）では、配偶者や交際相手からの暴力について「直接見聞きした、または、相談を受けたことがある」と回答した方は、女性が 15.7%、男性が 5.8%となっています。また、なぐる、けるなどの身体に対する暴力について「何度もあった」と回答した方は女性が 4.8%、男性が 1.7%で、「1、2度あった」とする回答も女性、男性ともに 1 割程度みられました。

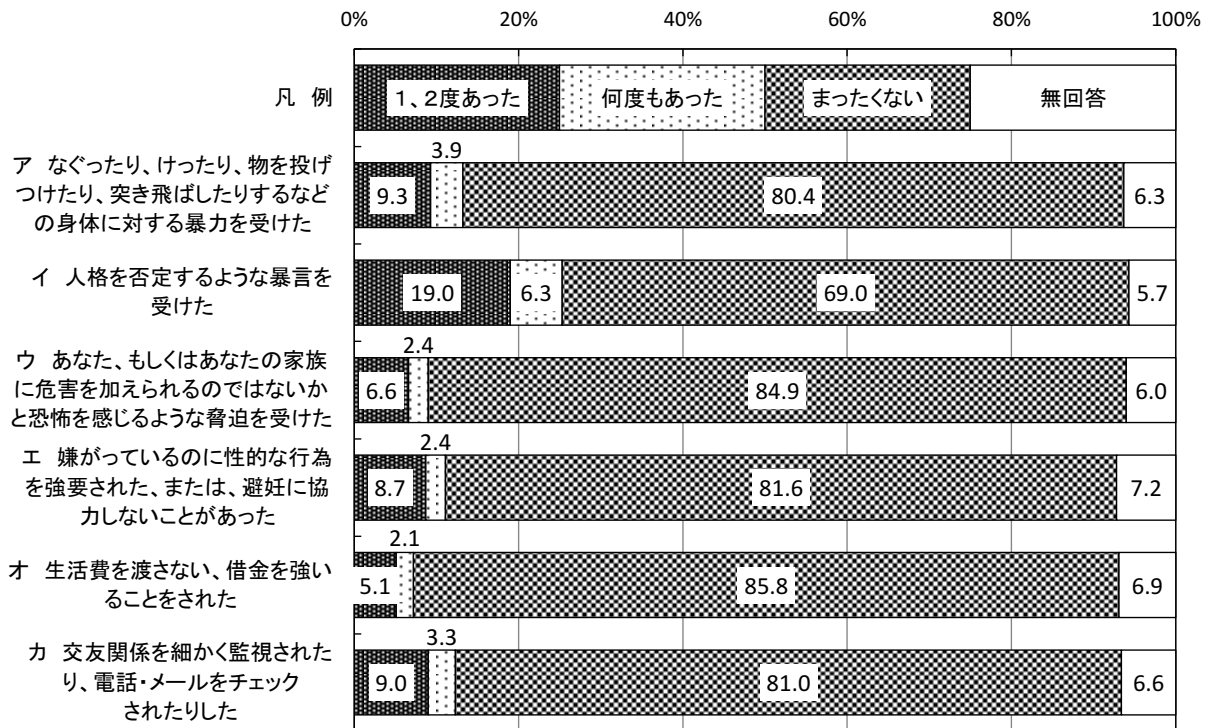
このように暴力を受けているにもかかわらず、「自分にも悪いところがあると思ったから」「相談するほどの事ではないと思ったから」「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」などの理由から相談できずにいる人もみられます。身体的暴力だけでなく、精神的、経済的な暴力もあり、これらが暴力に当たるのかさえ分からない場合があることから、潜在的な被害者がいることは否定できない状況にあります。

女性相談の窓口においても、暴力に関する相談対応が毎年あることから、引き続き暴力に対する問題意識を高めるための啓発や相談窓口の周知など防止対策に取り組むとともに、被害者の保護や自立支援が必要です。このようなDV相談は複雑多岐にわたり、その対応も一様ではなく、相談者の視点に立った配慮が必要なことから、相談員はさらなる知識の習得や技術の向上を図る必要があります。また、自立支援の際にも多様な分野の相談対応が継続して行われる必要があるため、相談窓口の一元化の検討が求められます。職場などで起こるハラスメントなど人権を無視した行為についても被害者の多くは女性でしたが、男性の被害も増えているとされています。そのため、関係機関と連携した予防策に取り組み、男性も相談しやすい環境づくりに努めていくことが大切です。



南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

問26 配偶者や交際相手からの暴力行為の有無

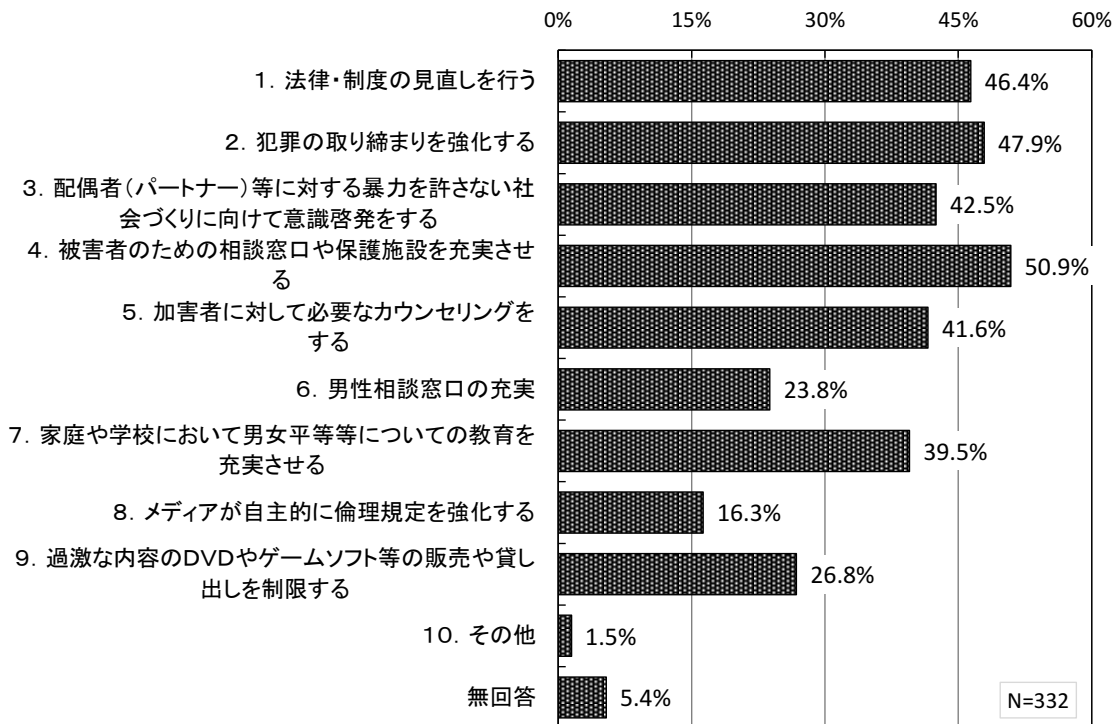


南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

| 属性 | 上段:実数 下段:横% | 合計 | 問30 セクハラについて誰かに相談したか | | |
|----|----------------|-------|----------------------|---------|-----|
| | | | 相談した | 相談していない | 無回答 |
| 全体 | | 109 | 26 | 79 | 4 |
| | | 100.0 | 23.9 | 72.5 | 3.7 |
| 性別 | 男性 | 34 | 4 | 29 | 1 |
| | | 100.0 | 11.8 | 85.3 | 2.9 |
| | 女性 | 74 | 22 | 49 | 3 |
| | | 100.0 | 29.7 | 66.2 | 4.1 |
| | その他 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | | 100.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 |
| 年齢 | 20歳代 | 32 | 10 | 21 | 1 |
| | | 100.0 | 31.3 | 65.6 | 3.1 |
| | 30歳代 | 17 | 4 | 12 | 1 |
| | | 100.0 | 23.5 | 70.6 | 5.9 |
| | 40歳代 | 39 | 8 | 30 | 1 |
| | | 100.0 | 20.5 | 76.9 | 2.6 |
| | 50歳代 | 6 | 0 | 6 | 0 |
| | 100.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | |
| | 60歳代 | 10 | 2 | 8 | 0 |
| | 100.0 | 20.0 | 80.0 | 0.0 | |
| | 70歳以上 | 5 | 2 | 2 | 1 |
| | 100.0 | 40.0 | 40.0 | 20.0 | |

南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

問32 暴力やセクハラ、性暴力を無くすために必要だと思う取り組み



南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

■具体的な取り組みの内容

1) あらゆる暴力を許さない社会の実現

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|------------------------|--|---|
| ①あらゆる暴力を防止し根絶するための意識啓発 | パートナー等への暴力や児童、高齢者、障がい者等への虐待をなくし、市民の人権が守られるよう、市の広報や市ホームページ、講演会等の多様な媒体や機会を活用した意識啓発をはじめ、小中学生へのDV予防啓発講座、各種健診等のあらゆる機会を活用した意識啓発等を図ります。 | 児童家庭課 生きがい推進課 生活環境課 教育総務課 健康増進課 |
| ②相談窓口の周知と相談支援体制の充実・強化 | 女性相談室をはじめ、沖縄県児童相談所、警察、高齢者相談窓口等の相談窓口の周知を図ります。また、男性への相談窓口の情報提供に努めます。 市の相談窓口の相談員については、研修機会の確保や専門職の確保等により、相談員のさらなるスキルアップや支援体制の充実を図ります。 「DV防止法」や「ストーカー規制法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」等の周知を図ります。 | 児童家庭課 生活環境課 地域包括支援センター 生きがい推進課 |
| ③DV等の早期発見及び早期対応の連携の充実 | 「DV防止法」に規定されている通報努力義務を市民へ広く周知し、早期発見・早期対応を促します。 また、訪問・相談事業など様々な機会を活用し、要保護児童対策地域協議会をはじめ、民生委員・児童委員、PTA等の地域団体等と連携し、DV等の被害者の早期発見に努め、支援機関へつなぐネットワーク体制の確立を図ります。 | 児童家庭課 健康増進課 生きがい推進課 |

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|----------------------------|---|-------------------------|
| ④DV等被害者情報の保護 | 被害者を守るため、住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置を実施するとともに、庁内関係課において被害者情報の取り扱いに注意し、情報保護の徹底を図ります。 | 市民課 関係課 |
| ⑤DV等被害者の生活の再構築や自立支援の充実 | DV等の被害者がひとり親となった場合には、生活保護等による経済的支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進費等による就労支援など、被害者の生活の再構築や自立支援を行います。 | 児童家庭課 |
| ⑥児童虐待への適切な対応 | 「児童虐待の防止等に関する法律」に規定されている児童相談所への通告義務について市民へ広く周知し、早期発見・早期対応を促します。 また、各種健診や保育所、幼稚園、学校等において、虐待の早期発見と関係機関への情報提供を行います。 | 児童家庭課 学校教育課 健康増進課 |
| ⑦高齢者、障がい者等への暴力（虐待等）への適切な対応 | 高齢者や障がい者等への暴力（虐待等）に対しては各種計画に基づき、権利擁護をはじめ、見守り、相談等の支援を行います。 | 地域包括支援センター 生きがい推進課 |
| ⑧DV防止のための基本計画の策定 | 南城市の市民にとってDVは身近な問題となっていることから、南城市におけるDV防止と必要な支援を迅速に行うため、基本計画の策定に向けて庁内の連携を図ります。 | 生活環境課 児童家庭課 |
| ⑨ハラスメントの防止に向けた意識啓発 | 家庭や職場をはじめ、生活の様々な場面で起こりうるハラスメントについて、対象となる行為等の周知や防止に向けた意識啓発を行います。 また、事業主に対し、男女雇用機会均等法などにおけるハラスメント対策の義務の周知を行うなどの防止を促進します。 | 生活環境課 観光商工課 生涯学習課 |

暴力は絶対にダメなん！



■困ったときの相談窓口一覧

①身近な相談窓口

※平成 30 年 3 月現在

| 相談機関 | 電話番号 | 相談内容 |
|-----------------|------------------------|----------------------------|
| 法律相談 | 948-7111 (南城市総務課) | 日常生活上の法律問題に関する相談 |
| 行政相談 | 946-8981 (南城市生活環境課) | 市役所の仕事に対する意見、要望 |
| 人権相談 | | 学校・職場・家庭など身近な人権問題 |
| 消費生活相談 | | 暮らしの中の消費生活問題、借金や多重債務に関する相談 |
| 沖縄県消費生活センター | 863-9214 | 消費生活全般に関する苦情や問い合わせ |
| 消費者ホットライン(全国共通) | 188 (いやや) | |

②DV、虐待、子育て等に関する相談

※平成 30 年 3 月現在

| 相談機関 | 電話番号 | 相談内容 |
|----------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 女性相談 | 946-8995 (南城市児童家庭課) | DV や女性の悩みに関する相談 |
| 家庭児童相談室 | | しつけ、虐待、不登校、非行、子育てに関する悩み相談 |
| 沖縄県配偶者暴力(DV)相談支援センター | 854-1172 | DV に関する相談、(ストーカー行為の相談) ※緊急の場合は警察へ |
| 沖縄県中央児童相談所 | 886-2900 | 子育てに関するあらゆる相談、児童虐待に関する相談・通報 |
| 児童相談所全国共通ダイヤル | 189 (いちはやく) | 虐待かと思ったとき |

③高齢者、障がい者(児)等に関する相談

※平成 30 年 3 月現在

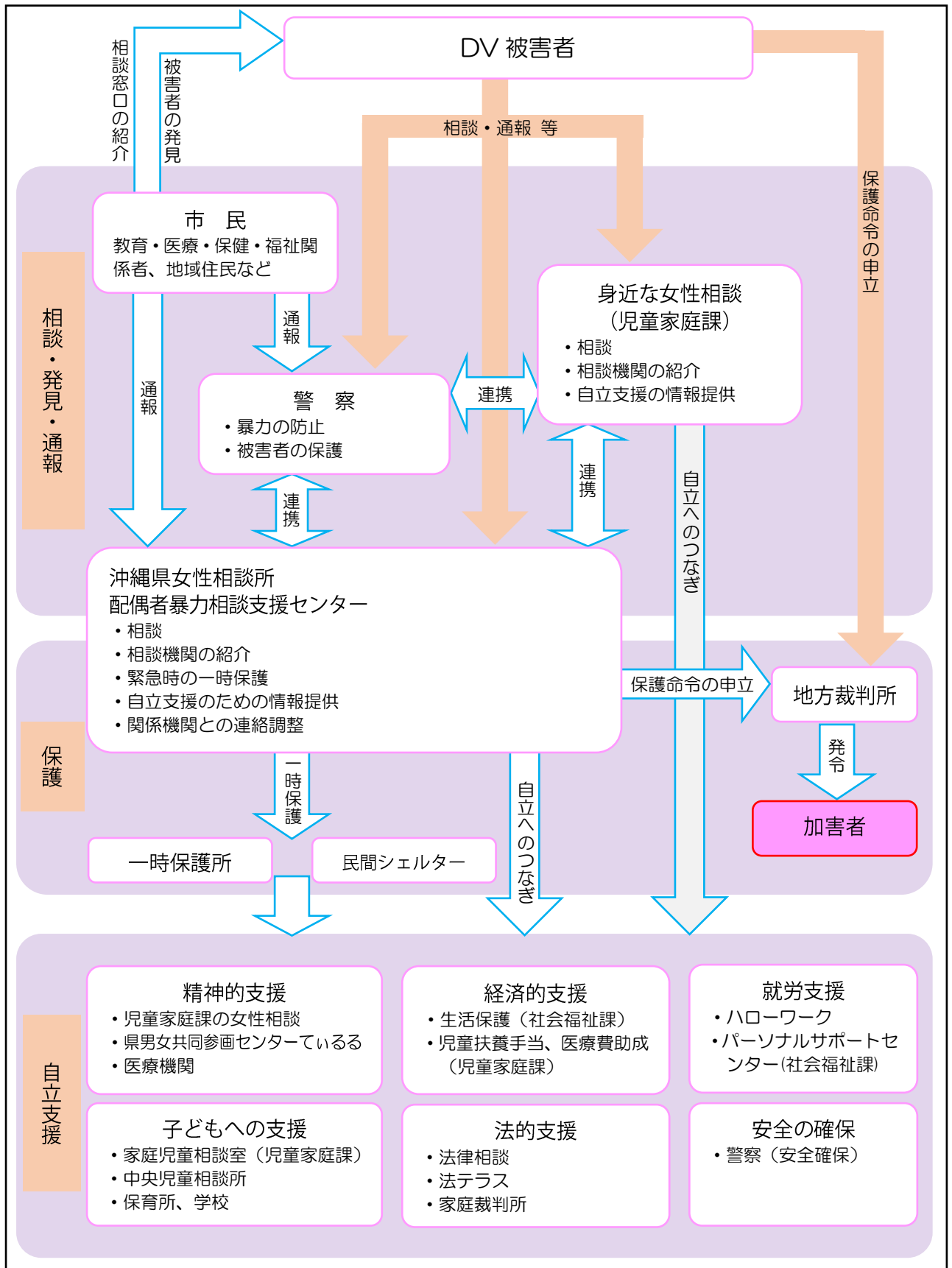
| 相談機関 | 電話番号 | 相談内容 |
|----------------|--------------------------|-------------------------|
| 高齢者相談窓口 | 946-8980 (地域包括支援センター) | 高齢者に関する全般的な相談 |
| 障がい者虐待防止センター | 946-8985 (南城市生きがい推進課) | 障がい者(児)の虐待に関する相談 |
| 障がい者基幹相談支援センター | 880-0576 (野の花) | 障がい者(児)の生活上の困りごと全般の相談支援 |

※平成 30 年 5 月の新庁舎移転に伴い、各担当課の電話番号が下記へ変更になります。

◆担当課番号

| | | | |
|-------|----------|---------|----------|
| 総務課 | 917-5378 | 児童家庭課 | 917-5343 |
| 生活環境課 | 917-5318 | 生きがい推進課 | 917-5341 |

■ DV被害者支援の流れ



(3) 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

すべての市民が生涯にわたり、いきいきと自らの個性や能力を発揮しながら充実した生活を送るためには、心身ともに健康であることが大切です。そのため、市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを支援していくことが重要です。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯を通じて男性と異なる体の変化や健康上の問題に直面することがあります。妊娠や出産は女性の心身とその人生設計に大きく影響していくことから、女性自身の自己決定が十分に尊重され、的確な自己管理を行えるよう支援していくことが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)は、このような視点に立った概念であり、次世代へ生命を引き継ぐための重要な役割を担う母性機能の重要性や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」についての理解を促進するとともに、労働の場などにおいて妊娠・出産に関する女性の健康が守られるよう取り組んでいく必要があります。

本市においては、健康南城21計画などにに基づき、健康寿命の延伸や生活習慣病予防などに取り組み、ライフステージに応じた健康づくりを進めています。近年では、ストレスや心の健康の問題などの健康課題も生じています。性差に配慮した健康づくりを支援していくことは、男性にとっても自分の性の特性を踏まえた疾病予防や心のケアなどにもつながります。そのため、誰もが生涯を通じて健康で自立した生活を送れるよう、互いの身体的特徴を理解し合い、市民が心身の健康に関して正しい知識や情報を得て、健康づくりが主体的に行えるよう、生涯を通じた健康支援が必要です。

■具体的な取り組みの内容

1) 生涯を通じた健康支援

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-------------------------------------|---|----------------|
| ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の尊重 | 妊娠や出産に対し、女性自身の自己決定が十分に尊重され、自己管理が行えるようリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方について市民に広く情報を提供します。親子健康手帳の交付時などでもその周知に努めます。 | 生活環境課 健康増進課 |
| ②発達段階に応じた性教育の機会の確保 | 児童生徒が男女の性の違いに関する学習などを通じて、性別にかかわらず個人を尊重する気持ちを育てるために、児童生徒に対する性教育の機会を確保します。 | 健康増進課 生活環境課 |
| ③生活習慣病対策の支援 | 乳幼児期から良い生活習慣を身につけるため、ライフサイクルにあわせた食育や各種健康づくり、健康教育を推進します。 | 健康増進課教 育総務課 |

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-----------------------------|---|----------------|
| ④性差に応じた各種健（検）診等の受診勧奨 | 性差に応じた各種健（検）診等を実施するとともに、受診勧奨を行います。 | 健康増進課 |
| ⑤妊娠から子育て期までの一貫した母子保健サービスの推進 | 妊婦健診やハイリスク妊婦継続支援、乳幼児向け健診、各種予防接種、乳幼児医療費助成などの充実を図り、母子の健康維持・増進を支援します。また、関係機関と連携し、妊産婦が働くためのサポート体制に関する基準を設けている労働基準法などの周知や相談支援を行います。 こにちは赤ちゃん事業の訪問等を通して困り事の把握や助言を行い、必要に応じて関連課と連携しサービスの提供など支援をしていきます。 | 健康増進課 生活環境課 |
| ⑥不妊に関する相談支援の充実 | 不妊等に悩む夫婦に対して、情報提供や専門相談の窓口を紹介するなどの支援を行います。 | 健康増進課 |



(4) 生活上の困難を抱える世帯などの自立支援

【現状と課題】

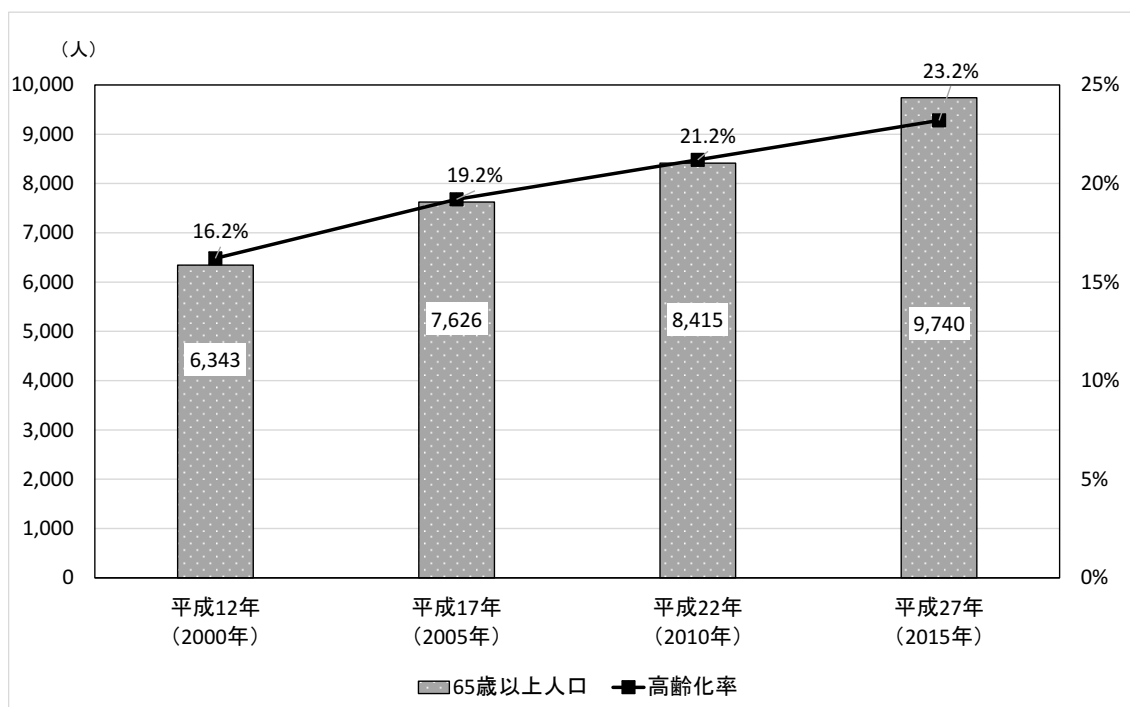
本市においても少子高齢化が進展する中、女性の社会進出により共働き家庭も増えていきます。高齢者等の介護と子育てのダブルケア問題は社会全体に波及しており、各種福祉サービスも整備されつつありますが、その多くを女性が担っている現状も見受けられます。女性の意欲と能力に応じて、就業のみならず、様々な社会活動に参加できる権利を阻害していると言え、地域や社会、家庭における性差的役割分担意識の解消に取り組む必要が大きいと考えます。

元気な高齢者においても、高齢者自身が地域で経済的・社会的に自立した生活が安心して送れるよう、就労支援や生活環境の整備など、必要な支援やサービスの計画的な提供に努める必要があります。

このほか、障がいのある方などの自立に向けた力を高める取り組みなどを進めるとともに、その観点に立ち、お互いに理解、協調して共生できるよう、心のバリアフリー化に努めます。

また、これまでの経済情勢により、雇用・就業の変化が影響し、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭がみられます。特にひとり親家庭は、仕事、家事、育児を母親か父親のいずれかがすべてを担う必要があり、子育て等で不安や負担が大きくなっていることから、ひとり親家庭の生活安定と、養育される子どもの健全な成長のため、個々の状況に応じた支援が必要と考えます。

■南城市の高齢者人口等の推移



資料：国勢調査

■具体的な取り組みの内容

1) 生活上の困難を抱える世帯などの自立支援

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-------------------------------|--|-----------------------|
| ①介護予防事業の充実と高齢者の生きがいづくりの支援 | 高齢者ができる限り自立した生活を送ることができるよう、地域における介護予防や生きがいづくり、社会参加を支援します。 | 地域包括支援センター 生きがい推進課 |
| ②高齢者及び障がい者に対するサービスの充実と生活環境の整備 | 高齢者や障がい者が介護を要する状態になっても自立した生活を送ることができるよう、各計画に基づきサービスの充実を図ります。 また、高齢者や障がい者が身近な地域で、住まいや福祉、介護（介護予防）、就労、医療、移動等のサービスが利用できるよう、ソフト面、ハード面を含めた生活基盤やネットワークの整備に努めます。 加えて、家族介護者に対する相談支援を行います。 | 地域包括支援センター 生きがい推進課 |
| ③ひとり親家庭への支援 | さまざまな問題を抱えたひとり親家庭の相談に対応し、相談ニーズに見合った自立を支援します。ハローワークと連携した就労支援をはじめ、ひとり親家庭の母及び父に対して、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進費事業等の利用を促進します。 | 児童家庭課 |



(5) 安心して暮らせる地域づくり

【現状と課題】

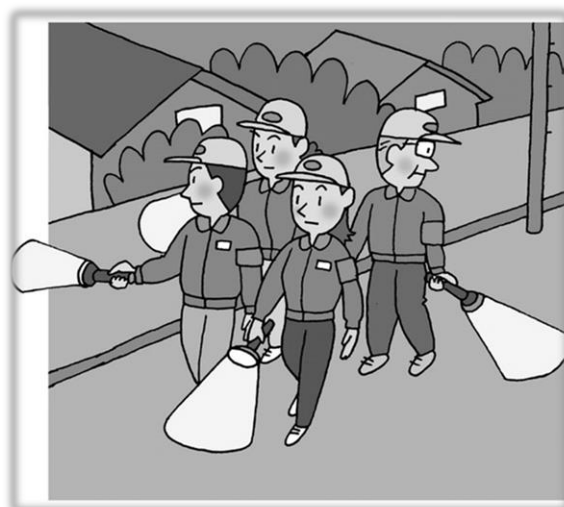
「第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」の策定のためのワークショップの中から、地域における人間関係が徐々に希薄化している状況も見受けられました。そのような中、災害時において、女性や高齢者、障がい者等が弱者になることが浮き彫りとなっており、女性のみならず、地域における住民等の多様な視点を反映した防災・減災対策に取り組む必要があります。

今後も地域の活性化に繋げるためには、性差を問わず、様々な立場における人々の視点を取り入れ、ともに助け合う安全・安心の男女共同参画社会の推進が不可欠と考えます。

■具体的な取り組みの内容

1) 安心して暮らせる地域づくり

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|----------------|--|------|
| ①安心して暮らせる地域づくり | 災害時において、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、防災計画への女性の意見を反映させるなど、男女共同参画の視点をたった防災対策や復興対策に努め、自主防災組織づくりを促進します。 また、高齢者や障がい者など多様な視点を反映した対策を構築します。 | 総務課 |



基本方針4 平和で自然と文化が調和するまちづくり

(1) 平和な社会づくりへの貢献

【現状と課題】

男女共同参画社会の基本的な条件として、「平和と安心の中で自らの幸せを追求し、個人の尊厳が保たれる」ことがあげられます。その個人の尊厳や安心を脅かす最たるものが「戦争」です。本県は先の大戦において甚大な被害を受けました。今もなお世界のどこかで戦争が繰り返されており、たくさんの女性や子どもが巻き込まれ、犠牲となっています。一刻も早く戦争がなくなるよう、過去の痛ましい経験を教訓とし、次世代へ繋げる平和な社会づくり、世界平和に貢献することが求められています。

本市、玉城地域の糸数アブチラガマは沖縄戦の歴史を伝える貴重な戦跡であり、全国からも平和を学ぶ場として人々が訪れています。また、「なんじょう810フェスティバル」等を開催するなど、市民が平和について考える機会の提供や意識の高揚を図ってきました。今後とも戦跡の保全をしながら戦争の惨禍を次世代に伝えるとともに、平和の構築に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、国においては男女共同参画社会の形成に向けて、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動き等と連動して様々な取り組みが進められており、世界での平等に貢献することとしています。

そこで、南城市の男女共同参画社会の形成や推進に向けて、国際的な動向を注視し、国際社会における取り組みを活用するとともに、世界の女性を取り巻く現状や文化・習慣の違いの理解を深めるための情報収集に努め、市民や関係団体に向け情報発信をしていくことが必要です。さらに、異文化理解の促進など、国際性豊かな人材の育成を図ることが求められます。

■具体的な取り組みの内容

1) 平和な社会づくりへの貢献

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|------------------------------|--|------------------|
| ①市民への多様な平和教育・平和学習の推進 | アブチラガマなどの戦跡等を活用した平和教育、平和学習を引き続き進めるとともに、市民の平和について考え行動する機会を創出していきます。 同時に、市民一人ひとりの心が平和になり、互いを助け合う「ハートのまち」のコンセプトを市内外に発信します。 | 観光商工課 まちづくり推進 |
| ②男女共同参画に関する国際的な動向や情報の把握と情報発信 | 男女共同参画に関する国際的な法律、規範について情報を収集します。情報については、推進委員会等の団体の研修や市民向けのテーマ毎の週間、月間で行うパネル展等でその提供を行い、海外の男女共同参画の動向を学ぶ機会を創出します。 | 生活環境課 |

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|-----------------|--|-------------------------|
| ③異文化交流や国際交流等の推進 | <p>市内在住の中学生、高校生の国際交流派遣事業や小学生の国内外交流事業を実施し、心の豊かさや国際感覚、異文化を認め合う心を養うことなどを目的に各事業を継続していきます。</p> <p>また、文化の拠点となるシュガーホールなどでの国際交流等の事業を多様な交流の場として活用し、市民の国際的意識を育みます。</p> | 生涯学習課 文化課 まちづくり推進 |

(2) 男女共同参画による文化活動の推進

【現状と課題】

南城市においては、シュガーホールをはじめ、各区などで文化振興に関する様々な取り組みが行われており、より多くの市民が文化活動等に参加しやすい環境づくりに努めています。

男女がともに活動に関わり参加して楽しむことは、文化振興の活性化はもとより、一人ひとりが喜びと責任を分かち合えることができ、男女共同参画社会につながると考え、文化活動等への参加を促進する必要があります。

また、女性史の発行に向けて、引き続き関係部署間の連携を調整しながら進めていく必要があります。

■具体的な取り組みの内容

1) 男女共同参画による文化活動の推進

| 施策名 | 施策の内容 | 担当部署 |
|------------------------------|---|-----------------------|
| ①男女共同参画の視点にたった伝統文化の紹介、普及 | 文化の伝承など地域の文化活動に、いろいろな市民が関わられるよう、地域の活動や文化資源などの情報発信や歴史を学ぶ機会の充実に努めます。 | 生活環境課 文化課 生涯学習課 |
| ②伝統文化の伝承と文化の創造への女性などの参加機会の充実 | 伝統芸能文化の継承、また、新しい地域文化の創造への事業等に、女性をはじめ多様な年齢層の積極的な参画を促進します。南城市の伝統芸能文化の継承や文化振興の担い手として誰もが活躍できるよう、活動の充実や参加機会を創出します。 | 生活環境課 文化課 |
| ③南城市の女性史の研究と発行 | 歴史の中で培われた性別による役割分担意識を再度見つめ直し、資料の収集、調査・研究を行います。刊行については、刊行計画に則って進めていきます。 | 生活環境課 文化課 |

重点プロジェクト

計画を実効性のあるものとしていくため、以下を重点プロジェクトとして位置づけ、積極的に展開していくものとします。

◆南城市男女共同参画行動計画 重点プロジェクト

| 重点プロジェクト | 施策の方向および施策の内容 |
|--|---|
| 1 なんじょう ^{ゆまじり} 四間切輝きプラン及び条例、宣言等の周知 (基本方針1) | なんじょう四間切輝きプラン及び南城市男女共同参画推進条例、南城市男女共同参画都市宣言等の目標などについて、いろいろな年代にあわせてわかりやすく市民に周知し、男女共同参画の理解促進を図ります。 |
| 2 各種団体との連携による男女共同参画意識の普及 (基本方針1) | 地域で活動している各種団体（青年会、老人クラブ、商工会女性部、女性会、PTA連合会、農漁村生活研究会等）へ男女共同参画に関する情報を発信し、男女共同参画の視点から活動に取り組んでいただけるよう働きかけます。そして、各種団体の活動と連携し、男女共同参画意識の普及・啓発を図ります。 |
| 3 各種審議会、委員会などへの女性の登用 (35%) (基本方針2) | 男女共同参画社会の実現に向け、政策・方針決定への女性の参画拡大は重要です。市の審議会、委員会などの女性登用は目標に達しておらず、加えて市女性管理職の割合は市部の中でも低いことから、多角的な視点をまちづくりへ反映させるため、引き続き委員への女性登用を積極的に行います。 |
| 4 男性の家事・育児・介護など家庭生活への参加促進 (基本方針2) | 家事や育児、介護などの家庭生活をパートナー同士、家族同士がともに支え合いながら行うものとして捉え、女性の負担過重を軽減するため、特にこれまで家事等の経験のない男性の家事分担に役立つ学習の機会（料理教室等）や育児・介護休業等の情報提供の充実を図ります。また、家事、育児、介護等、家庭生活への男性の参加促進に取り組みます。 |
| 5 人権と多様な性の尊重 (基本方針3) | 次代を担う子どもたちが健やかに、その個性と能力を十分に発揮し、幼少期から互いの価値観を認め合う意識を育む人権教育等を進め、性的志向や性自認などによる偏見や差別のない、自分らしい人生を選択することができる南城市を目指し、様々な機会や情報媒体を通して意識啓発を図ります。 |
| 6 あらゆる暴力（DV）対策の推進 (基本方針3) | 配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、犯罪となる行為で男女共同参画社会の実現を阻害するものです。DV防止のための基本計画を策定し、暴力を未然に防ぐための意識づくりを進めるとともに、被害者などが相談しやすく、適切な支援が受けられるよう関係機関とともに体制の強化に努めます。 |
| 7 伝統文化の伝承と文化の創造への女性などの参加機会の充実 (基本方針4) | 南城市では伝統芸能の伝承、工芸、芸能等、伝統文化の復元復興、新しい文化の発信に取り組んでいます。これらの活動に男女共同参画の意識をもって幅の広い人材を活かし、女性をはじめ誰もがその担い手として活躍できるよう、一層の活動の充実や参加機会を創出します。 |